特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|
| 33 | 大口町 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 | | | | | |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」を行うため「健康かるてシステム(予防接種)」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の概要 | 大口町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 | | | | | | |
| ③システムの名称 | 健康かるてシステム(予防接種) 住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | | | | | | |
| o 独立海(椿料ラー) | D Company of the Comp | | | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

| 3. 個人番号の利用 | |
|------------|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 |

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | [実施する | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
|---------|---|--|
| ②法令上の根拠 | (別表第二における情報:第三欄(情報提供者)が策特別措置法(平成二で定めるもの」が含まれ(別表第二における情報:第一欄(情報照会者)が置法(平成二十四年法行もの」が含まれる項(1152. 行政手続きにおける | が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令。る項(115の2の項) 限照会の根拠)が「市町村長」の項のうち、第二ラン(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措 津第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める 5の2の項) 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 を定める命令(別表第二省令) 51311111111111111111111111111111111111 |

5. 評価実施機関における担当部署

| ○. 肝臓大心域(対1-031/1-01年) | | | | | | |
|------------------------|-------------|--|--|--|--|--|
| ①部署 | 大口町健康福祉部健康課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 課長 | | | | | |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先大口町総務部行政課 〒480-0144
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号0587(95)16998. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ大口町健康福祉部健康課 〒480-0126
愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0053

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人 | 数 | | | | | | |
|--|----------|-----------------|------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和3年2月1日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | | 13年2月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | | |
|---|-------|------------|-------|--|--------------------------------|-------------|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | i書] | | <選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目 | | 目評価書 評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関に | ついては、それぞれ፤ | 重点項目評 | 価書又は全項目評価書に | おいて、リスク対策の | 詳細が記載 | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | り取扱い | の委託 | | | []委託[| ない | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や | 情報提供ネットワー | クシステム | | [〇]提供・ | 移転しない | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | :の接続 | | []接続しない(入 | 手) []接続l | ない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ 3) 課題が死 | そ入れている 5る <u></u> 浅されている | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死 | 〉 そ入れている うる 浅されている | | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・済 | 肖去 | | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | 2) 十分であ | 入れている | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] | 内部監査 [| 〕外部監査 | | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓 | 発 | | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | 2) 十分に行 | 入れて行っている | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年9月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事前 | |
| 令和5年4月1日 | I-5-① 部署 | 大口町健康福祉部健康生きがい課 | 大口町健康福祉部健康課 | 事前 | |
| 令和5年4月1日 | I-8 連絡先 | スロ町健康価征部健康生さかい課 T480- 0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話 番号0587(94)0051 | 大口町健康福祉部健康課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話 番号0587(94)0053 | 事前 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |